

第34回関東森林管理局国有林野管理審議会 議事要旨

I 日 時 令和5年11月30日(木) 13:30~14:35

II 場 所 関東森林管理局 5階中会議室

1. 「佐久間東幹線・佐久間西幹線建替工事」の貸付けについて(第1号)

- ・11工区の新鉄塔のルートが既存の鉄塔敷よりも少し離れて計画している理由は何故か。

(答) 既存の鉄塔周辺の国有林については、鉄塔建設後に生物多様性保全機能の発揮を第一とする自然維持タイプの森林に指定されており、この自然維持タイプの国有林を回避したものである。

- ・既存の鉄塔敷は保安林が解除されているか。解除の場合は、鉄塔撤去後に保安林に指定することになるのか。

(答) 鉄塔周辺の国有林は鉄塔建設後に保安林に指定されたものであるため既存鉄塔敷の保安林指定はない。既存の鉄塔撤去後、必要な緑化・植栽を行うことになるが、その後、保安林の指定も含めて検討することになる。

- ・国有林以外のルートの計画の妥当性は誰が判断しているか。

(答) 国の認可機関である電力広域的運営推進機関が大枠で今回の計画を決定し、事業者が具体のルートを決めている。局においても、民有地における地権者の同意状況や各種法令の許認可の状況等を確認している。

- ・鉄塔建築中に土砂崩れ等の災害が発生した場合には、事業者が対応することになるのか。

(答) 架空電線路に関する協定に基づき、当該工事に起因した土砂の崩壊や流出、またそれらのおそれがあるときには、事業者が適切に復旧作業や防止対策を行うこととなる。

1号議案については異議なし